

これまで消費税の免税事業者だった個人の事業主様は 8 月に開催される弊社のインボイスセミナーに是非ご参加下さい。

TEL 043-241-6121  
FAX 043-243-3430  
URL <http://www.osmk-ohb.co.jp>  
令和4年 7 月 1 日  
代表社員 石田 洋 祐

○令和 5 年 3 月 31 日がインボイス発行事業者登録の届出期限です！！！！！！

- ★消費税のインボイス制度ってナニ？
- ★インボイスの発行事業者にならなきゃいけないの？
- ★私は消費税の申告をしたことないけど、関係ないんじゃないの？

インボイス制度の問題点は、今まで消費税の免税事業者だった（あなた）の売上先（お客様）の消費税の納税額が増えてしまうかもしれないことなのです。

これを解消するためにはあなたがインボイスの発行事業者にならなければなりません。

○消費税の納税が増えてしまうあなたのお客様が考えること

お客様の消費税の納税が増えるということは、お客様の資金の状態が悪くなるということですから、これを解消するため、あなたに取引条件の見直しや仕入れ先の変更を言い出してくるかもしれません。

ただし、お客様側も免税事業者だったり、簡易課税の適用者だったりした場合や、一般の消費者がメインのお客様だったりする場合は影響がないかもしれません。

○インボイス発行事業者の登録をするか否か

今回ご案内するセミナーは、免税事業者である事業主の皆様以下を説明しインボイス発行事業者登録をすべきか否かをご検討いただくセミナーです。是非ご参加お願いいたします。

- ★消費税の計算概要
- ★ご自分がインボイスの発行事業者になるべきか否かの考え方
- ★インボイスの発行事業者になる手続き
- ★インボイス発行事業者になったあと（適格請求書の様式、簡易課税など）